

株式会社 キャリア・ブレスユー  
育児休業取得促進 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年9月1日～令和4年8月31日までの 2年間

2. 内容

目標1：産前産後休業、育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除、小学校入学前までの子を養育する社員の時差出勤の制度などの周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和2年9月1日～ 育児休暇は男性にも取得可能に関するパンフレットを作成し社員に周知を行う。
- 令和2年9月1日～ 結婚、出産届提出者に対して、関係諸制度の周知を行う。

目標2：令和4年8月31日まで、所定外労働時間を、

- ①フルタイム（正社員・契約社員・派遣社員）の労働者の法定時間外・法定休日労働時間の合計数を全フルタイム労働者数で除して、45時間未満とする。
- ②全労働者を対象として、月平均の法定時間外労働60時間以上の者をゼロとする。

<対策>

- 令和2年9月1日～ 所定外労働の原因の分析等を行う。
- 令和2年9月1日～ 社内回覧等による社員への周知を行う。
- 令和2年9月1日～ 各部署における問題点を検討する。